

## 防衛医科大学校達第7号

防衛医科大学校医学科学生に対する懲戒処分等の手続に関する達を次のように定める。

平成7年12月20日

防衛医科大学校長 間 官 群 二

### 防衛医科大学校学生に対する懲戒処分等の手続 に関する達

改正 平成26年 4月 1日達第 9号

(目的)

**第1条** この達は、防衛医科大学校医学科学生及び自衛官候補看護学生（以下「学生」という。）に対し実施する懲戒処分、訓戒及び注意（以下「懲戒処分等」という。）の手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒等補佐官)

**第2条** 懲戒等補佐官は、総務課長、学生課長、主任訓練教官及び教官3名の計6名をもって充てる。

2 教官は、学校長があらかじめ指名するものとする。

3 懲戒等補佐官は、懲戒処分等について学校長を補佐する。

(規律違反の申立)

**第3条** 学校職員は、学生に規律違反の疑があると認めるときには、その事実を職務上の上司を経て学校長に申立をすることができる。

2 申立は、申立書（別記様式第1）により、行うものとする。

(事実の調査)

**第4条** 学校長は、学生に規律違反の疑があると認めるとき、又は前条の申立を受けたときは、学生課課長補佐に調査官として調査させるものとする。

(調査の報告)

**第5条** 調査官は、調査報告書（別記様式第2）に当該学生の供述書その他の規律違反の事実の有無を証明するに足る関係資料を添えて、学校長に報告するものとする。

(審理)

**第6条** 学校長は、前2条の規定による調査の結果、規律違反の事実があると認めるときは、当該事案につき審理を行うものとする。ただし、規律違反の疑がある学生が審理を辞退し、又は当該学生の所在が不明のときは、この限りでない。

(懲戒処分等の決定及び宣告等)

**第7条** 学校長は、事案の審理を終了したときは、懲戒等補佐官の意見を聴いて、懲戒処分等を行うべきであるか、又は懲戒処分等を行うべきでないかを決定し、懲戒処分等を行うべきであると決定したときは、同時に、その種別及び程度を決定するものと

する。

- 2 学校長は、前項の規定により当該事案につき懲戒処分等を行うべきであると決定したときは、当該学生に懲戒処分宣告書又は訓戒書等（別記様式第3～別記様式第5）を交付して懲戒処分等の宣告又は申渡しを行うものとする。

#### **附 則**

この達は、平成7年12月20日から施行する。

#### **附 則**

この達は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式第1

平成 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

申立人 所属 官職 氏名 印

申 立 書

学生の規律違反につき、次のとおり申立する。

- 1 被申立人 所属 学年 氏名
- 2 被疑事実
- 3 証 拠

上記のとおり相違ありません。

別記様式第2

平成 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

調査官 所属 官職 氏名 印

調 査 報 告 書

学生の規律違反被疑事実につき調査の結果を、次のとおり報告する。

- 1 被疑者の所属 学年 氏名
- 2 被 疑 事 実
- 3 調 査 の 概 要
- 4 証 拠
- 5 参 考 事 項

別記様式第3

懲戒処分宣告書

所 属

氏 名

自衛隊法第48条第3項第○号の規定により、懲戒処分として○  
○○に処する。

平成 年 月 日

防衛医科大学校長

○ ○ ○ ○ 職印



別記様式第4

訓 戒 書

所 属

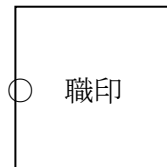
氏 名

訓戒等に関する訓令第2条第1項に該当すると認められるので、  
今後再びこのようなことのないよう訓戒する。

平成 年 月 日

防衛医科大学校長

○ ○ ○ ○ 職印



別記様式第5

注 意 書

所 属

氏 名

訓戒等に関する訓令第2条第2項に該当すると認められるので、  
今後再びこのようなことのないよう注意する。

平成 年 月 日

防衛医科大学校長

○ ○ ○ ○ 職印



別記様式第6

徴 戒 等 処 分 簿

番 号	年 第 号
被処分者氏名・学年	
処 分 年 月 日	
処分の種別及び程度	
違 反 事 実 概 要	
備 考	

注：訓戒・注意については、処分日から6月を経過した時削除する。  
 (再度の訓戒等があった場合を除く。)